資料６

福島県国土利用計画の改定について

１．県計画の改定について

(1) 改定の背景

① 全国計画(H20.7月閣議決定)との整合性を図る必要がある。

② 現行県計画が間もなく終期を迎える(目標年次：平成22年)。

③ 総合計画との整合性を図る必要がある。

④ 社会経済情勢の変化により県土利用の課題に変化が生じてきている。

・人口減少・少子高齢化の進行

・耕作放棄地などの低未利用地の増加

・安全・安心への関心の高まり

・環境問題の深刻化

このようなことから、適正かつ合理的な県土利用を図るため、改定を行う。

(2) 計画の改定作業

① 福島県総合計画審議会に部会を設置。

② 福島県総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、福島県議会の議決を経る。(国土利用計画法第7条第9項で準用する第3項)

(3) 改定スケジュール

① H21年11月に総合計画審議会に計画改定について諮問。H22年10月答申予定。

② H21年度は、計画改定に向けた課題整理を行う。

③ H22年度に、基本方針、素案、案を作成。

④ H22年12月議会に上程予定。

２．国土利用計画とは

・国土利用に関する行政上の指針となる計画。
・全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成され、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画をそれぞれ基本として策定することとされている。

(1) 全国計画(国土利用計画法第5条)

・国土利用に関する最上位計画。国土利用の長期的構想。
・第4次全国計画　平成20年7月4日　閣議決定

(2) 県計画(国土利用計画法第条7条)

・県土利用に関して最も基本となる計画、県土利用の長期的構想。
・策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くとともに、　議会の議決を要する。
・第4次福島県国土利用計画
　平成13年3月22日　議決・決定（目標年次：平成22年）

(3) 市町村計画(国土利用計画法第8条)

・市町村の土地利用に関して最も基本となる計画
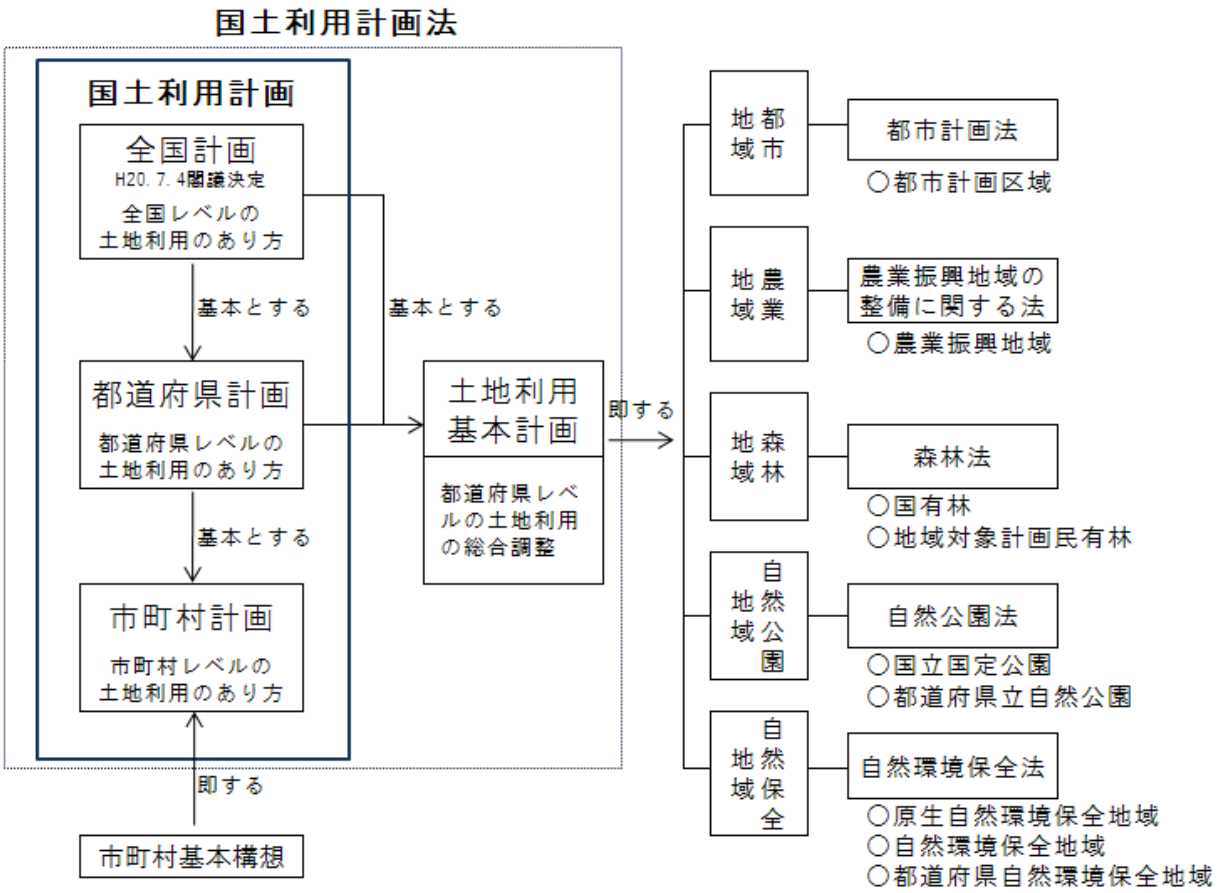
国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系